



木造住宅の耐震化を支援します

新見市では、昭和56年5月末以前に建てられた木造住宅（2階建てまで）の耐震診断、補強計画、耐震改修工事等の費用の一部を補助します。
市民の皆さんが、今後住宅の改修などを計画される場合にご活用ください。
なお、申請前に着手された場合は、補助が受けられませんので、必ず事前にご相談ください。

※受付は先着順です。予算がなくなり次第締切ります。



耐震診断・補強計画・部分補強計画

8万円補助（自己負担額10,000円）

※延べ床面積が200m²超～300m²以下の場合、8万8千円補助（自己負担額12,000円）

※耐震診断・補強計画書作成は、一般社団法人岡山県建築士事務所協会に委託し、岡山県知事の登録を受けた木造住宅耐震診断員が行います。

※補強計画と部分補強計画は、どちらか一方のみ補助対象となります。

※代理受領制度の利用が条件となります。



耐震改修等

①耐震改修工事（全体改修）

最大100万円補助（改修費用の4／5以内）

※設計、リフォームの費用は含みません。

②部分耐震改修工事（1階の1室のみの耐震改修）

最大40万円補助（改修費用の1／2以内）

③耐震シェルター設置（1階のみ）

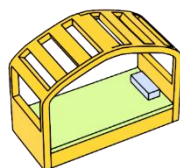
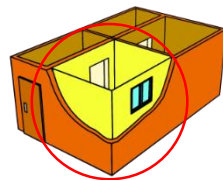
最大20万円補助（設置費用の1／2以内）

※補強計画は必要ありません。

④防災ベッド設置（1階のみ）

最大10万円補助（設置費用の1／2以内）

※補強計画は必要ありません。



- ・ ②部分耐震改修工事、③耐震シェルター設置及び④防災ベッド設置については、高齢者等世帯（65歳以上の方、障がいのある方が居住している世帯または収入分位25％以下の世帯）の場合、補助率は改修等費用の4／5以内となります。
- ・ 令和7年度から代理受領制度の利用が可能です。



問い合わせ

新見市建設部都市整備課建築係（TEL 0867-72-6118）